

八重山保健所管内における海洋危険生物被害の概要

八重山保健所 生活環境班

I 過去10年間（2015年～2024年）の被害報告件数状況

1. 市町・発生場所別の過去10年間（2015年～2024年）の被害報告件数

過去10年間の市町別被害報告件数について表1及び図1に示す。

八重山保健所管内の被害報告件数については、年により変動はあるが年平均23.3件（石垣市15.9件、竹富町6.7件、与那国町0.5件）となっている。被害報告件数は2018年の42件をピークに、2019年から2024年まで減少傾向である。

市町別にみると、石垣市が68.2%を占め、竹富町28.8%、与那国町2.1%、不明0.9%となっている。市町ごとに被害報告があった場所については、図2のとおりである。石垣市では川平、野底の海岸で多くの被害が発生している。また、竹富町では竹富島をはじめ各島で被害が発生しており、与那国町においては久部良での被害が報告されている。

表1. 市町・年別被害報告件数

	'15	'16	'17	'18	'19	'20	'21	'22	'23	'24	計	年平均
石垣市	30	8	29	28	16	21	14	10	0	3	159	15.9
竹富町	9	8	10	13	7	7	2	4	2	5	67	6.7
与那国町	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	5	0.5
不明	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0.2
計	39	20	39	42	24	28	17	14	2	8	233	23.3

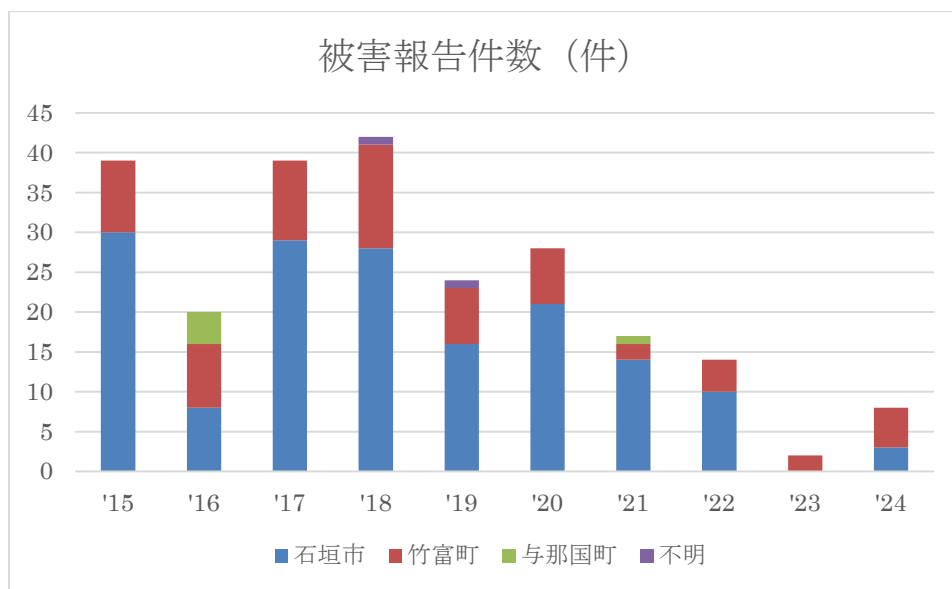
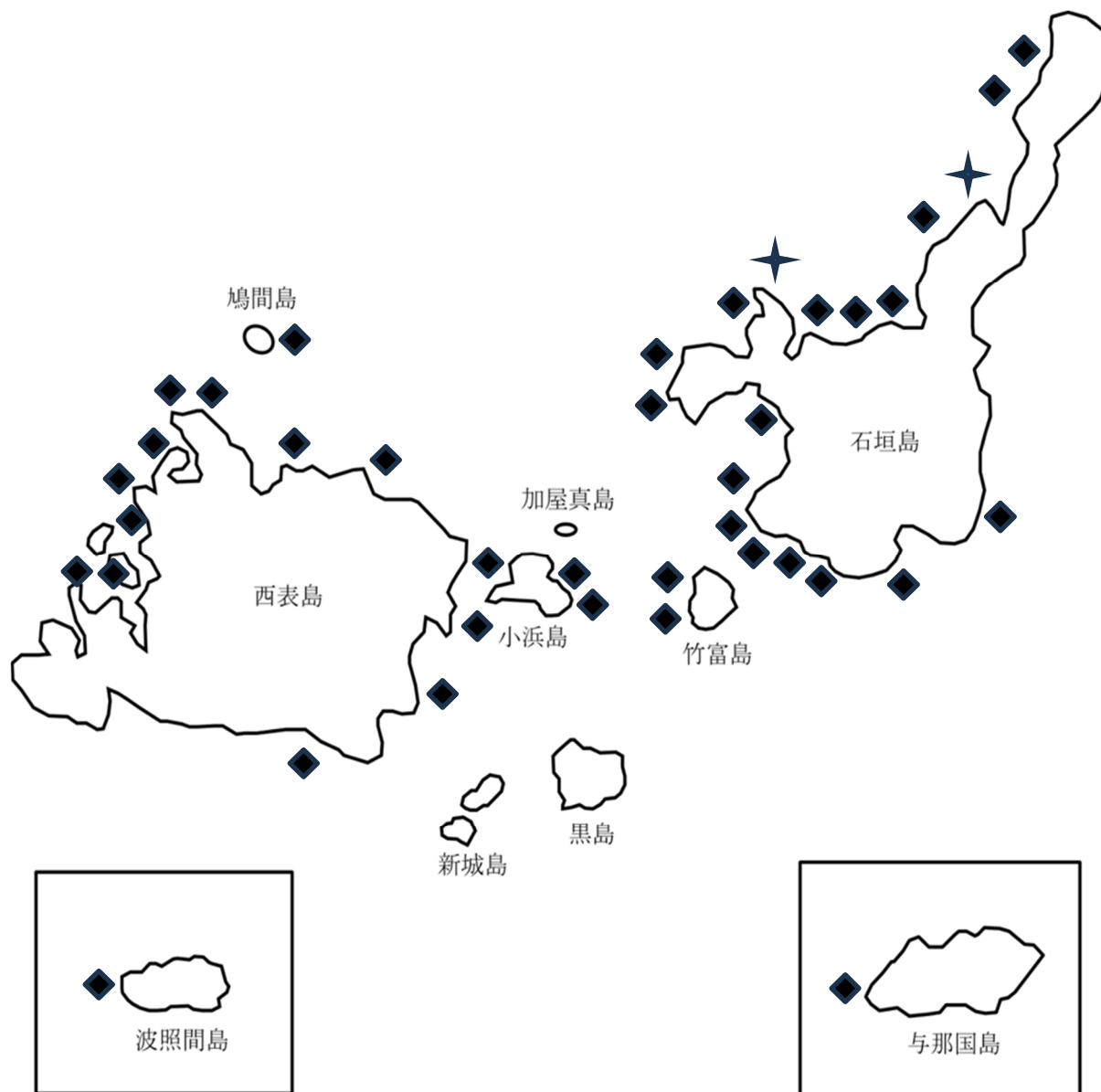


図1. 市町・年別被害報告件数



◆ 5件以下 ✦ 6-15件 ★ 16件以上

図2. 八重山保健所管内における過去の海洋危険生物被害報告分布図

2. 加害生物別被害報告件数

市町ごとの加害生物別被害報告件数を表2に示す。

①ハブクラゲによる被害が最も多く65件(被害全体の27.9%)であり、次いで②カツオノエボシが40件(17.1%)、④他種・不明刺胞動物が39件(16.7%)の順に報告されている。

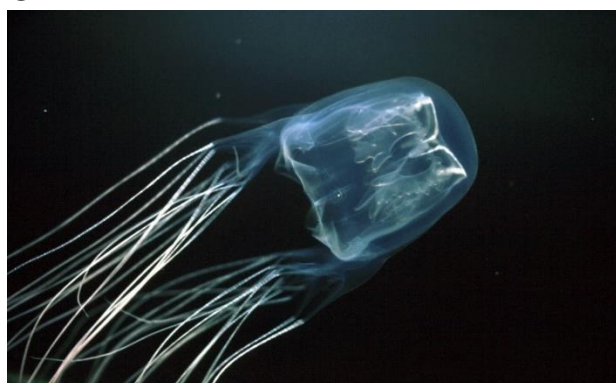
なお、④他種・不明刺胞動物や⑤不明の報告の中にはハブクラゲが含まれていることも考えられるため、実際のハブクラゲによる被害報告件数は65件よりも多くなると考えられる。

表2. 市町・加害生物別被害報告件数

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	総計
石垣市	47	23	2	26	8	2	4	3	2	1	4	2	0	1	26	151
竹富町	18	14	3	12	1	0	0	4	0	0	4	0	1	1	8	66
与那国町	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	5
不明	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	9	11
総計	65	40	5	39	9	2	4	7	3	1	9	2	1	2	44	233
年平均	6.5	4	0.5	3.9	0.9	0.2	0.4	0.7	0.3	0.1	0.9	0.2	0.1	0.2	4.4	23.3

①ハブクラゲ ②カツオノエボシ ③イソギンチャク・サンゴ類 ④他種・不明刺胞動物
 ⑤ヒトデ類 ⑥ウニ類 ⑦ガンガゼ ⑧オコゼ類 ⑨カサゴ類 ⑩ゴンズイ ⑪他種・不明魚類
 ⑫ウミヘビ類 ⑬軟体動物 ⑭環形動物 ⑮不明

①ハブクラゲ



②カツオノエボシ



【参考】

ハブクラゲの年別被害報告件数を図3に示す。ハブクラゲによる被害は、2018年の16件をピークに、2019年以降は低調に推移している。

図4に示すとおり、2015年から2024年までの被害報告のうち、ハブクラゲによる被害の発生時の行動としては、その大半が遊泳中によるものであり、遊泳する場合は、ハブクラゲに十分注意をする必要がある。

発生場所として、クラゲネットの無い場所での被害報告は50件、また、クラゲネットの外側で発生した被害報告は3件であり、全体の約8割を占めている。クラゲネットの内側で発生した被害報告が1件であることから、クラゲネットが一定の効果を有していることがわかる。しかし、被害を完全に防ぐことはできないことから、海岸管理者はクラゲネットの設置が適切に行われているか、クラゲネットの内側に小さなハブクラゲの個体や切れた触手が侵入していないかを常に監視し、海岸利用者はクラゲネットの内側で泳いでいる時も、安心せずに備えること（7ページ参照）が被害を最小限に抑えるためには重要である。

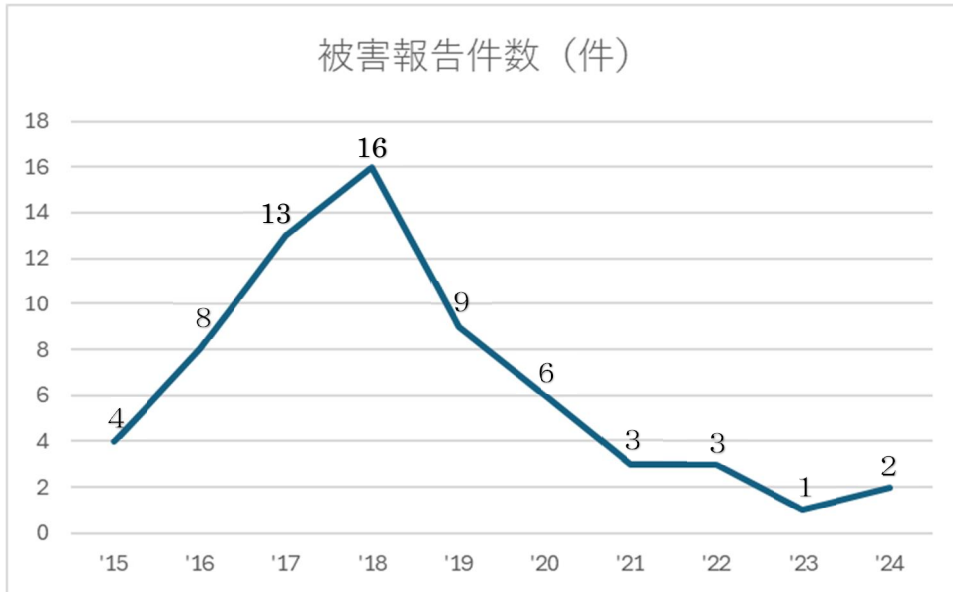


図3. ハブクラゲの年別被害報告件数

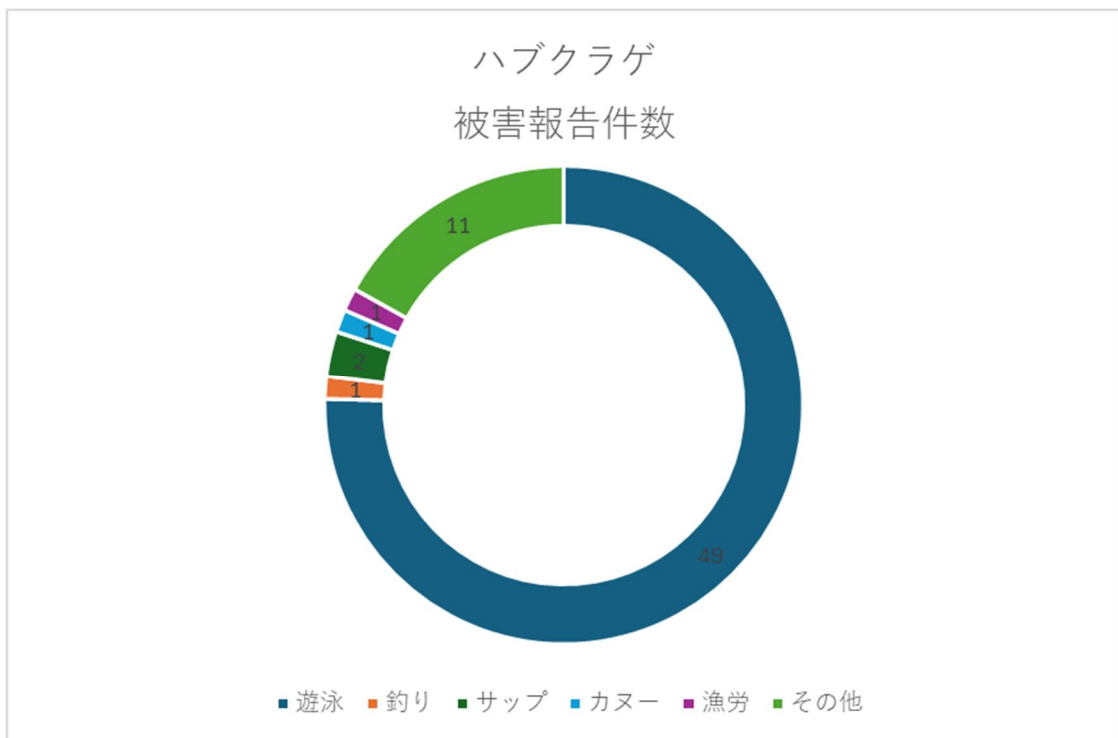


図4. ハブクラゲによる被害時の行動別報告件数

3. ハブクラゲ月別被害報告件数

ハブクラゲによる月別被害報告件数を図5に示す。

被害は主に6月から8月にかけて発生しており、県内全域の傾向と同様である。この要因として沖縄県衛生環境研究所は、ハブクラゲの成長過程と海のレジャーシーズンとが重なっているためであると分析している。レジャーシーズンの早期からハブクラゲの発生に警戒する必要がある。

八重山地域の広い範囲でハブクラゲによる被害が報告されており、被害報告の多い海岸として、川平湾、吉原海岸、名蔵湾等のクラゲネット未設置の海岸の他、底地海水浴場やフサキビーチ等のクラゲネットの設置されている海岸でもネットの内外を問わず被害が発生している。2015年～2024年までの間に、ハブクラゲによる被害の報告がない海岸等もあるが、近隣の海域でハブクラゲの被害が発生しているため、引き続き注意が必要である。

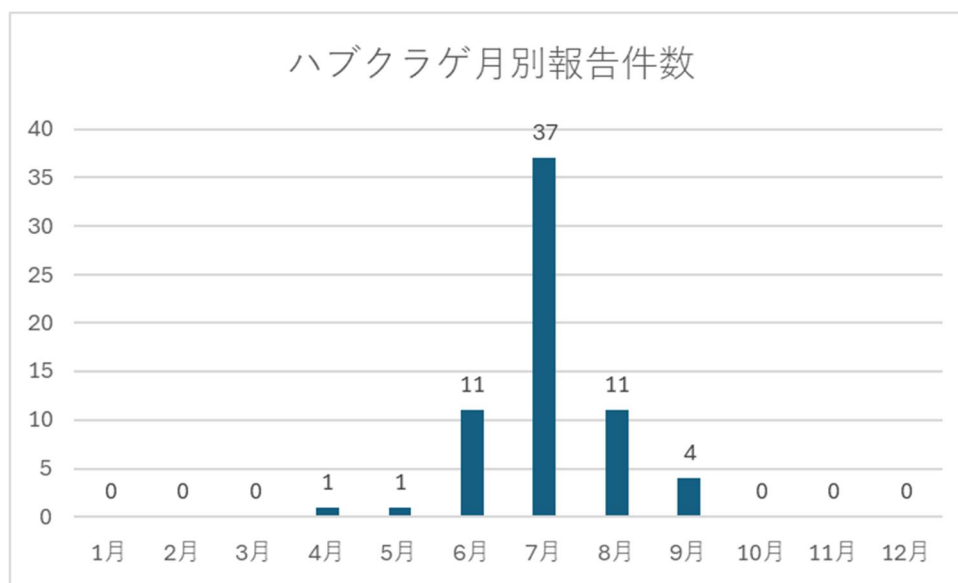


図5. ハブクラゲ月別報告件数

II 海洋危険生物対策

1. 海洋危険生物に対する備え

海洋危険生物に対する海岸利用者及び海岸管理者の備えを以下に示す。

被害を完全に防ぐことは難しいが、利用者と管理者が備えることで被害を最小限に抑えることができるので、可能な限りの対策を心がけるようにする。

【海岸利用者の備え】	【海岸管理者の備え】
<ul style="list-style-type: none"> ●クラゲ侵入防止ネット内での遊泳 ●肌の露出を抑える（長そで・ズボン、グローブ、ブーツなどの着用） ●食酢の準備 （ハブクラゲ被害時の応急処置） ●知らない生物に触らない ●岩やサンゴなどに触らない （危険生物が潜んでいる可能性あり） ●応急処置方法を知る （沖縄県衛生環境研究所HPより「気をつけよう海のキケン生物」がダウンロードできます） ●危険生物についての知識を持つ （種類・特徴など） 	<ul style="list-style-type: none"> ●クラゲ侵入防止ネットの管理 （沖縄県衛生環境研究所HPより「ハブクラゲ侵入防止ネット管理マニュアル」がダウンロードできます） ●食酢の常備 ●注意喚起（立て看板やポスター等） ●応急処置方法を知る （沖縄県衛生環境研究所HPより「気をつけよう海のキケン生物」がダウンロードできます） ●危険生物についての知識を持つ （種類・特徴など）

2. 応急処置方法

生物別の応急処置方法を以下に示す。

海洋危険生物の被害にあった場合は、すぐに海から上がることを。また、周りの人にも声をかけ被害が広がらないようにする。いずれの場合も、応急処置のあとに医療機関を受診すること。

生物名	応急処置方法	備考
ハブクラゲ	<ul style="list-style-type: none"> ①食酢を患部にたっぷりかける ②付着した触手をそっとはがす ③氷や冷水で冷やす 	付着した触手は絶対にこすらない。食酢には刺胞の発射を抑えますが、痛みを和らげる効果はありません。
ウンバチイソギンチャク カツオノエボシ	<ul style="list-style-type: none"> ①海水で刺胞球や触手を流す ②氷や冷水で冷やす 	食酢は絶対に使わないで下さい。食酢により刺胞の発射が促進される場合があります。
イモガイの仲間、ウミヘビの仲間	患部を清潔にし、早急に病院へ運ぶ。	
ヒョウモンダコ	患部を清潔にし、早急に病院へ運ぶ。	口で吸い出すことはしない。テトロドトキシン（フグと同じ毒）を持っています。
ラッコウニ、ガンガゼ、オニヒトデ エイの仲間、オコゼの仲間、 ミノカサゴの仲間、ゴンズイの仲間	目に見える大きなトゲを取り除き、40～45℃程度のお湯につける。ビニール袋などにお湯を入れて患部に当ててもよい。	やけどに注意。